

除草及び樹木剪定業務 仕様書

1 目的

宇都宮市立南図書館の敷地内（屋上緑化を含む）に植栽されている樹木及び芝生等の維持管理を行い、来館者に安らぎを与えるよう常にきれいに管理することを目的とする。

2 委託業務の内容

(1) 樹木剪定・除草等 別添図面のとおり

ア 剪定	高木	7 本	年 1 回
	中木	20 本	年 1 回
	低木	約 693 m ²	年 2 回
イ 除草		約 6,151 m ²	年 3 回（屋上緑化を含む）
ウ 芝刈り		約 2,955 m ²	年 3 回
エ 施肥	高木	7 本	年 1 回
	中木	20 本	年 1 回
	低木	約 693 m ²	年 1 回
	芝生	約 2,955 m ²	年 1 回

(2) 薬剤散布

予防的な薬剤散布は行わず、害虫の発生した樹木に対して剪定及び捕殺等を行うよう努め、やむを得ず薬剤散布をする場合はその樹木に最小限の散布とすることとする。また、近隣住民に影響を及ぼすおそれがある場合などは、実施するにあたりただちに市と協議すること。

散布については、特に細心の注意を払い、児童・生徒、一般市民はもとより散布従事者に被害のないよう留意し、散布中・後は立て札を設置し、立ち入り禁止措置を施すこと。特に当該地域は農地であるため、散布には十分配慮すること。

(3) 発生材等の処分

作業終了後、発生した雑草・残木等については、現場より速やかに収集・搬出し、指定管理者の責任において、関係法令を遵守のうえ適正な処分を行う。

その際、発生した枝は、資源化施設での処理に努めるものとする。なお、業務終了後、処理方法・処理量について報告するものとする。

(4) 上記以外の項目であっても、維持管理に必要と思われるものについて指定管理者は、自ら行うものとする。

3 費用の負担

指定管理者は、業務に必要な経費のうち次の経費を負担するものとする。

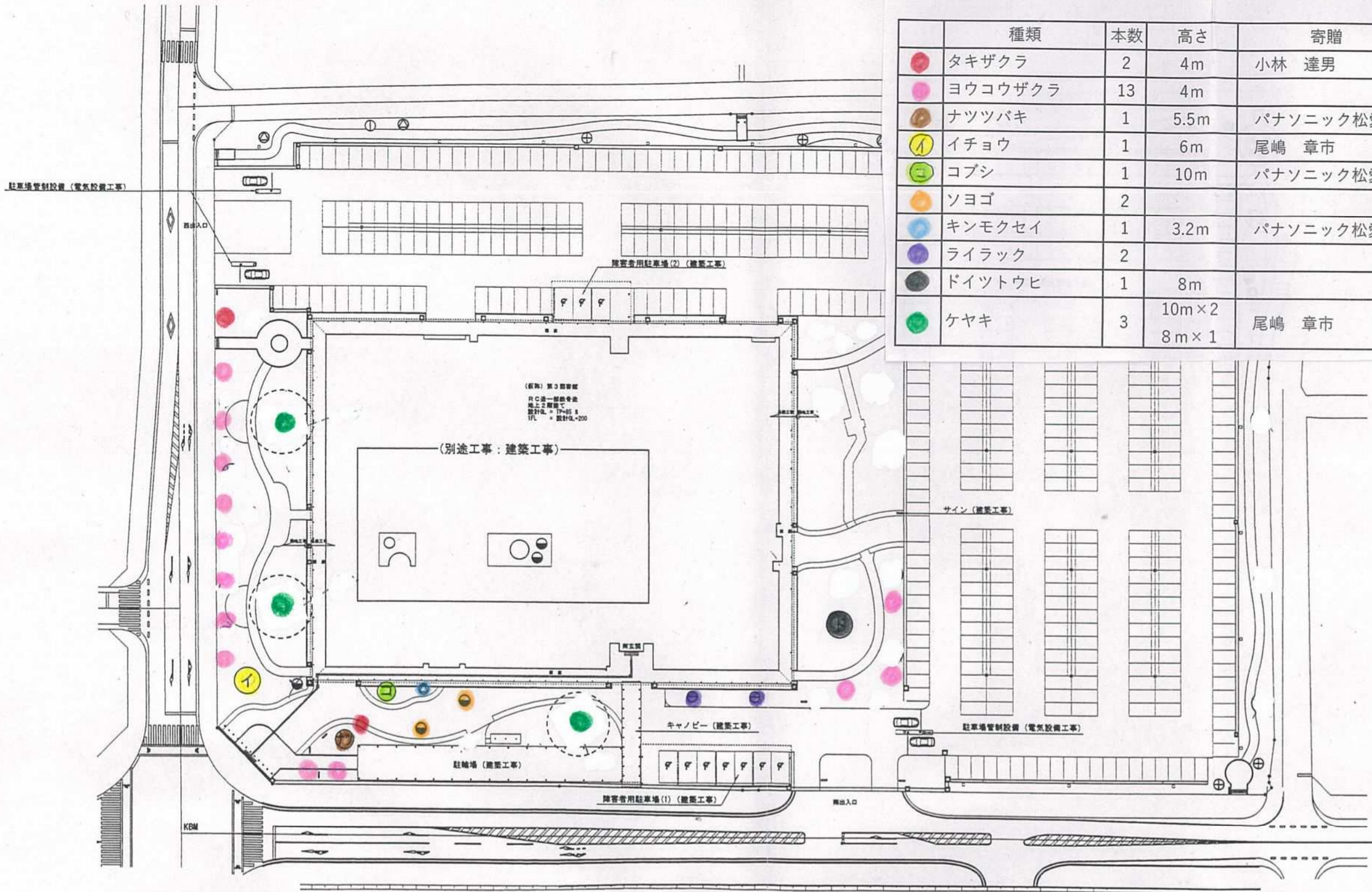
- (1) 業務に必要な機械工具類
- (2) 消耗品類等を含む業務に必要なすべての費用
- (3) 業務により生じた残木等の処理費用
- (4) 指定管理者の瑕疵によって生じた枯れ木等の植え替え費用

4 遵守事項

- (1) 作業を行うときは、来館者等に対し適切な安全対策を講じるものとし、常に安全確保に努めること。
- (2) 業務上知り得た事項については、他に漏らさぬこと。
- (3) 業務の遂行にあたっては、事故のないよう十分注意すること。
- (4) 業務実施工程表を作成し、計画的に実施すること。
- (5) 実績報告書を作成すること。

高中木植栽平面図 S=1:400

別添図面



	種類	本数	高さ	寄贈
●	タキザクラ	2	4m	小林 達男
●	ヨウコウザクラ	13	4m	
●	ナツツバキ	1	5.5m	パナソニック松愛会
●	イチョウ	1	6m	尾嶋 章市
●	コブシ	1	10m	パナソニック松愛会
●	ソヨゴ	2		
●	キンモクセイ	1	3.2m	パナソニック松愛会
●	ライラック	2		
●	ドイツトウヒ	1	8m	
●	ケヤキ	3	10m×2 8m×1	尾嶋 章市



事業年度	平成	年度
工事名	(仮称) 第3図書館新築造園工事	
施設名	(仮称) 第3図書館	
工事箇所	宇都宮市 省宮 地内	
高中木植栽平面図	縮尺	1/400
図面番号	16	葉中之 2